

水質検査において実施する検査項目、検査頻度

検査項目		基準値	検査回数
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	概ね1ヶ月に1回以上
2	大腸菌	検出されないこと	〃
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下であること	概ね3ヶ月に1回以上
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下であること	〃
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下であること	〃
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下であること	〃
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下であること	〃
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.02mg/L 以下であること	〃
9	亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素の量に関して0.04mg/L以下であること	〃
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下であること	〃
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること	〃
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下であること	〃
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下であること	〃
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下であること	〃
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下であること	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン,トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下であること	〃
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下であること	〃
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下であること	〃
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下であること	〃
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下であること	〃
21	塩素酸	0.6mg/L 以下であること	〃
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下であること	〃
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下であること	〃
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下であること	〃
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下であること	〃
26	臭素酸	0.01mg/L 以下であること	〃
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン、及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L 以下であること	〃
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下であること	〃
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下であること	〃
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下であること	〃
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下であること	〃
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること	〃
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下であること	〃
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること	〃
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること	〃
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下であること	〃
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること	〃
38	塩化物イオン	200mg/L 以下であること	概ね1ヶ月に1回以上
39	カルシウム,マグネシウム等	300mg/L 以下であること	概ね3ヶ月に1回以上
40	蒸発残留物	500mg/L 以下であること	〃
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下であること	〃
42	(4S、4aS、8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001mg/L 以下であること	概ね1ヶ月に1回以上
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L 以下であること	〃
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下であること	概ね3ヶ月に1回以上
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下であること	〃
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下であること	概ね1ヶ月に1回以上
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	〃
48	味	異常でないこと	〃
49	臭気	異常でないこと	〃

表2

50	色度	5度以下であること	〃
51	濁度	2度以下であること	〃